

消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン

平成 20 年 7 月
経 済 産 業 省

1. はじめに

平成19年の消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)の改正により、長期使用製品安全点検制度が設けられた。長期使用製品安全点検制度においては、対象製品(「特定保守製品」という。)の所有者は、氏名・住所・製品の設置場所といった情報(「所有者情報」という。)を、製造・輸入事業者に登録すべきユーザー登録制度となっている。このように、一事業者である製造・輸入事業者(「特定製造事業者等」という。)のもとに個人情報が大量に集約されることとなるため、ここに「消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン」を策定する。

2. 個人情報保護法との適用関係(別表参照)

2.1 利用目的等の公表(消安法32条の9)

特定製造事業者等は、所有者情報の利用の目的をあらかじめ公表しなければならない。個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)では、利用目的は本人への事後通知でも足りるとされているが、消安法では、事前の公表が困難である事業承継に伴う所有者情報の取得場面以外については、事前の公表のみとしている(消安法32条の9第1項・第2項参照)。

利用目的の事前公表に違反した場合には、改善命令が出されることとなる。

このように、消安法では事前の公表のみ認められるという点において、保護法とは異なっているが、公表の方法について保護法で望ましいとされる手段によることが求められる。

利用目的を変更した場合には、遅滞なく変更後の利用目的を公表するものとしており(消安法32条の9第3項)、公表のみを手段とする点において保護法と異なっている。この場合にも公表の方法は保護法で望ましいとされている手法を用いることが望ましい(利用目的の変更がどのような場面を想定しているのかについては、Q&A(Q17)参照)。

消安法32条の9第1項において、「特定保守製品」には、自己の製造又は輸入に係るものだけでなく、事業承継があった場合の前主が製造・輸入した製品も含まれるとされている。このように、消安法32条の9から32条の17までの規定における「特定保守製品」には、前主の製造・輸入した製品も含まれることから、これらの規定で定められた義務も当然に承継することとなる。前主が設定した利

利用目的を変更することは、個人情報保護法では、合理的関連性を有する範囲でのみ行うことができると解釈されているが、消安法では利用目的自体が32条の10で制限されており、当然に合理的関連性を有すると考えられるから、消安法32条の10の範囲内で前主の設定した利用目的を変更することができる。

なお、「JIS Q 15001:2006 をベースにした個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン(第一版)」では、「個人情報保護法第15条第2項による利用目的の変更も、この規格では目的外の利用に該当することに注意する必要がある。」とされているが、所有者情報に係る利用目的の変更については、法令に基づく場合(JIS Q 15001:2006 の3.4.2.6a)に該当し、JIS Q 15001:2006 でいう目的外利用には該当しない。かかる運用の徹底を(財)日本情報処理開発協会に求めている。

2.2 利用目的の制限(消安法32条の10)

特定製造事業者等は、次の事項以外は利用目的として定めてはならない。

点検通知

特定保守製品の適切な保守に資する事項(例:危害情報)

点検の実施

保護法では、利用目的の特定は求められているものの、利用目的自体の制限はない。その意味では、消安法が優先的に適用される。

ただし、特定製造事業者等が個人情報取扱事業者に該当する場合であって、所有者情報を書面で取得するときは、その書面に利用目的が記載されていることが必要であることは、保護法の原則に従うこととなる。

所有者情報提供手法の原則形態として消安法に規定される所有者票には、利用目的が記載されることが要求されているが(消安法32条の4第4項)、所有者票以外の書面により所有者情報を取得する場合にも利用目的の記載が必要であることに注意を要する。書面取得には、電磁的記録による取得も含まれるから、ウェブや電子メールを利用して所有者情報を取得しようとする特定製造事業者等は、あらかじめ利用目的を明示しなければならない。

なお、書面による個人情報取得場面における JIS Q 15001:2006 の3.4.2.4 に規定される要求事項の適合性に関しては、所有者票による取得は、法令に基づく場合(JIS Q 15001:2006 の3.4.2.6a)に該当し、結果として3.4.2.4 に規定される要求事項を所有者票に記載する必要はない。目的外利用の場合と同様に、運用の徹底を(財)日本情報処理開発協会に要求している。

2.3 所有者名簿の作成・保存等(消安法32条の11)

特定製造事業者等は、所有者情報を提供した者について所有者名簿を作成

し、これを点検期間経過までの間保管しなければならず、所有者情報の変更につき提供を受けた場合には、名簿上の所有者情報の記載又は記録を速やかに変更しなければならない。なお、記載又は記録の変更と保管を要する「所有者名簿」は、事業承継があった場合の前主が保有している所有者名簿も含まれる。

保護法では、保有個人データの訂正等を求められた場合の訂正(保護法26条)の場合を除き、情報の更新は努力義務とされている(保護法19条)。

なお、本人から利用停止等を求められた場合につき、JIS Q 15001:2006 では、これに応じなければならないものとされているが(3.4.4.7)、所有者情報に関しては、利用停止等によって点検通知がなされなくなることから、利用停止に応じれば「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」(JIS Q 15001:2006 の 3.4.4.5a))又は「法令に違反することとなる場合」(JIS Q 15001:2006 の 3.4.4.5c))に該当するため、3.4.4.7 の要求事項に従う必要はない。

2.4 目的外利用の禁止・所有者情報の安全管理措置義務(法32条の13)

(1) 目的外利用の禁止

保護法において、目的外の個人情報の取扱いが禁止されていること(保護法16条1項)と同様に、消安法でも所有者情報を目的外利用してはならないとされている。もっとも、本人の同意がある場合等正当な理由がある場合には目的外利用も可能である(消安法32条の13第1項ただし書)。

< 正当な理由があるとして目的外利用が可能である場合 >

本人の同意がある場合

消安法39条1項に定める危害防止命令を受けた場合

保護法16条3項各号に該当する場合

事業承継に伴って所有者情報を取り扱う場合

なお、個人情報取扱事業者に該当する特定製造事業者等については、保護法23条1項の規制に服するので、利用目的の範囲内であっても本人の事前同意なくして第三者提供することはできない(もっとも、保護法同条4項によって委託・事業承継・共同利用は第三者提供に該当しないとされていることから、本人の事前同意なくして利用できる。)

なお、保護法23条2項で認められているオプトアウト方式¹については、消安法では第三者への提供を利用目的とすること自体が消安法32条の10で許されないことから、オプトアウト方式自体がありえない。仮に特定製造事業者等がオプトアウト方式を取った場合には、消安法32条の10違反となる。

¹ 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(平成20年2月)の2-2-4(2)オプトアウトを参照のこと。

(2) 安全管理措置義務

保護法では、個人データについての安全管理措置義務が規定されているところ(保護法20条)、消安法では、所有者情報(個人データとなっていない情報までも含む。)について安全管理措置義務があるものとした(消安法32条の13第2項)。消安法では、従業者の監督及び委託先の監督(保護法21条・22条参照)につき規定していないが、これは従業者及び委託先の監督は当然に安全管理措置義務に含まれることから規定していないということにすぎず、従業者及び委託先の監督を免除する趣旨ではないことに注意が必要である。消安法で求められる安全管理措置の内容は、保護法で求められている内容と変わりはないため、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(以下「経済産業分野ガイドライン」という。)等の主務大臣が策定するガイドラインを参考として安全管理措置を図ることとなる。

3. 製造・輸入事業者(特定製造事業者等)が留意すべき点

3.1 情報の取得・管理等について

所有者情報の取得にあたっては、上記の各種義務を果たすことが当然の前提である。取得にあたって留意すべきことや、情報の管理にあたっては、保護法に基づき各省庁が定めるガイドラインを参考にして行うことが消安法上も求められる。特に、安全管理については、経済産業分野ガイドライン等を参考に、盤石な安全管理体制を整えることが必要である。

所有者情報を取得する際に、別の利用目的で顧客情報として個人情報を取得することは法律上否定されるものではないが(Q&A(Q3)参照)、顧客情報としても個人情報を取得しようとする際には、取得の際の用紙を別にする等顧客情報として取得しようとする旨が明確に分かる工夫が必要である。

また、取得の方法は所有者票に限られないところ、複数種の所有者情報提供方法を設定するような場合(例:ウェブ登録、メールによる受付、電話受付)には、それぞれの取得方法に応じたリスク管理がなされなければならない。取得方法に応じたリスク管理についても、経済産業分野ガイドライン等を参照して行うことが求められる。

仮に漏えい等が発生した場合には、経済産業分野ガイドライン等に従って、主務大臣や関係機関に直ちに報告すべきである。

特定保守製品取引事業者は、消安法上所有者情報の提供に協力すべき努力義務があり、特定保守製品取引事業者が所有者情報を取りまとめて特定製造事業者等に送付したとしても、それは単なる行政法規上の義務の履行であるから、特定製造事業者等と特定保守製品取引事業者との間には特段契約関係等

が発生するわけではない。ただし、所有者情報の集約率を高めるために、取引先の特定保守製品取引事業者にて所有者情報の取得と提供を依頼するような場合には、個人情報の保護に関する覚書や委託契約書を締結し、責任の所在を明確にすることが望ましい。

3.2 データベース・システム等について

所有者情報は大量となると考えられるが、特定製造事業者等の出荷台数によって整えるべきデータベース・システムの内容も当然異なってくる。システム構築の際には、自社出荷台数を踏まえ、余裕のあるシステム設計をすることが望ましい。なお、自社においてシステム設計をすることができない場合には、外部委託することによって対処する必要があることは当然である。外部委託する場合には、監督責任が果たされるようにしなければならない(監督責任の果たし方についても経済産業分野ガイドライン等を参考とすべきである。)

同一の特定製造事業者等が、複数の特定保守製品を製造しているような場合で、製品によって事業部が異なっているような場合には、最も効率的かつ安全に管理されるようなシステム設計がなされる必要がある(例:最も安全管理措置が進んだ事業部に情報管理を集約させる等)。

また、所有者情報の取得とは別に、同一人物から顧客情報として個人情報も取得する場合には、両者の利用目的が異なることから、管理は別途行われることが望ましい。例えば、所有者情報を取り扱う部署以外の人間は所有者情報にはアクセスすることができないような仕組みが望まれる。

4. 販売事業者等(特定保守製品取引事業者)が留意すべき点

所有者情報の提供は、特定保守製品の所有者が行うものとされ(消安法32条の8第1項)、特定保守製品取引事業者は所有者となる取得者が行う所有者情報の提供に協力するものとしている(同条第3項)。これは、個人情報の提供に関する決定は取得者自身が行うべきという趣旨であって、特定保守製品取引事業者が単に説明さえ行えばそれでよいというものではない。特定保守製品取引事業者は、その責務を果たすにあたり、点検等の保守やユーザー登録の必要性等を説明するだけでは足りず、積極的に取得者に代わってユーザー登録のため、所有者情報の提供を行うことが求められる。消安法上、所有者自身がユーザー登録のため、所有者情報の提供を行うべきと規定されていることは、自己決定の大原則を示すものである。具体的な協力内容としては、ユーザー登録のため、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には、当該取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により所有者情報の提供に協力することが法律の求める姿である。

特定保守製品取引事業者が製品の引渡時に取得者に説明をするにあたり、取

得者の連絡先が決まっていないというケースもありうる(不動産販売の場合等)。しかし、製品の所在場所は決まっていることがほとんどであって、取得者の電話番号は提供すべき必須の情報ではないことから、わかる範囲で特定保守製品取引事業者のもとで記入して返送することが望ましい。

特定保守製品取引事業者がユーザー登録のため、所有者情報の提供を所有者に代わって行う場合、所有者情報(個人情報)の利用目的は明らかであることから、特定保守製品取引事業者に対して保護法18条1項(利用目的の通知又は公表)及び同条2項(利用目的の明示)は適用されない。もっとも、特定保守製品取引事業者が、説明義務を果たしたという証憑として所有者票を複写し保存しようとするときは、所有者票の宛先はあくまで特定製造事業者等となっていることから、所有者本人に無断でコピーを取ることは当然できず、所有者本人に対して利用目的を明示した上でコピーしなければならない。

なお、特定保守製品取引事業者が顧客情報として所有者情報と同一の情報を取得したいと考えるような場合にも、保護法が適用されることは当然である。

5. 関連事業者が留意すべき点

特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、特定保守製品取引事業者が説明すべき情報が円滑に提供されるよう努めなければならないものとされている(消安法32条の7)。ここでいう関連事業者に該当する例としては、不動産販売の仲介業者、特定保守製品の修理・設置事業者、ガス・電気といったエネルギー供給業者、石油等の燃料販売事業者がありうる。それぞれの関連事業者が果たすべき主要な役割は、所有者に点検等の保守やユーザー登録・変更の必要性等を情報提供するということとなる(役割の詳細については、「長期使用製品安全点検制度及び表示制度の解説～ガイドライン～」を参照のこと。)

ここで、関連事業者が個人情報取扱事業者に該当する場合には保護法の原則に服することとなる。仮に関連事業者が所有者本人から依頼されて所有者情報を特定製造事業者等に提供するような場合には、特定保守製品取引事業者の場合と同様に、特定製造事業者等との間に法律関係は発生しないのが原則であり、また、関連事業者につき保護法18条1項・2項は適用されない(関連事業者が顧客情報として所有者情報と同一の情報を保有したいと考えるような場合は別であるということも特定保守製品取引事業者の場合と同様である。)

関連事業者が特定保守製品の所有者に関する情報を得た場合に、特定製造事業者等にこの情報を提供することが可能か否かについては、関連事業者が個人情報を第三者提供できる場合に該当するか否かによる。例えば、ガス供給事業者がガス供給に関する法定点検の際、点検すべき期間にある特定保守製品があるということが判明し、当該特定保守製品につきユーザー登録がなされていないことが

わかったような場合であって、本人の同意を得ることが難しいような場合には、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であるから、特定製造事業者等に所有者情報を提供することができる。また、特定保守製品の点検期間到来時までに行われたガス供給に関する法定点検によって得られた特定保守製品の所在場所情報については、点検期間が到来するまでは人の生命・身体に危害のおそれが高いとはいえないものの、点検期間到来後は生命・身体に対する危害のおそれが高いため、点検期間の到来した特定保守製品に係る情報を特定製造事業者等に提供して点検の促進に協力することができる。

Q&A

Q1

修理等によって自社で保有している顧客情報を、点検のお知らせに利用してもよい
か。特に、既販品の特定保守製品についても、特定製造事業者等には点検その他
の保守についての体制を整備する義務があり、この体制整備義務をよりよく果たす
ためには、修理のときに得られた情報を利用したい。

A1

個人情報を取得した際の利用目的に、点検等のアフターサービスが掲げられている場
合には、点検のお知らせは利用目的の範囲内にあるため、顧客情報を利用することが
できる。

利用目的にアフターサービスを掲げていない場合については、製品により異なる。特定
保守製品その他消費生活用製品のうち経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者
の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品(「特定保
守性品等」という。)の製造・輸入事業者は、経年劣化による危害発生防止に資する情
報を一般消費者に適切に提供するよう努めなければならないものとされている(消安法
32条の2第1項)ことから、同条に基づくものとして、点検のお知らせをすることができ
る(保護法16条3項1号参照)。つまり、特定保守製品等に該当する製品については、
修理の際に得られた顧客情報を利用して点検のお知らせをすることが可能であるが、特
定保守製品等に該当しない製品については、保護法の一般原則に服することとなるた
め、原則として目的外利用に該当し、保護法16条3項各号に掲げられた例外事由に該
当する場合のみ利用することが可能ということになる。

特定保守製品等に該当し、顧客情報を点検のお知らせに利用することができる場合で
あっても、プライバシーには留意すること。

Q2

特定保守製品に関して、次のことに所有者情報を利用してよい(利用目的に次の事
項が掲げられていなかったということが前提)

リコール情報のお知らせ

リコール情報に至らない安全性に関するお知らせ(例:想定しえなかった誤使用が
発生したときの注意喚起)

特定保守製品に係る安全啓発

点検時に交換を行わなかった所有者に対する機器状態に関する問合せ

安全部品・装置等のあっせん

安全性に直接関係のない品質情報(例:食器の汚れが落ちにくい等)

製品更新のお知らせ(点検期間前)

A2

については、経済産業分野ガイドラインで、目的外利用可能とされていることから、所有者情報もまたリコールの際に利用できる。

、 、 、 については、特定製造事業者等は、消安法32条の12第4項で、点検通知事項以外にも特定保守製品の適切な保守に資する事項を通知するよう努めなければならないものとされていることから、同条の規定を根拠として、利用目的に掲げていない場合でも所有者情報を利用してお知らせすることができる。もっとも、 については、営利目的が主であってはならない(営利目的が主の場合には、消安法32条の12第4項に基づくとはいえない)。

、 については、点検通知と一緒にを行うなど、主が安全性に関することであり、その従的情報提供であれば行うことが可能である。

Q3

特定製造事業者等は、所有者票に点検通知等の利用目的の記載を行うとともに、点検目的以外の情報発信(例:Q2. ~)に係る同意欄を設けて個人情報を取得してもよいのか。従来「お客様カード」等によって顧客情報を入手して宣伝を行っていた手法は引き続き使えるのか。

A3

所有者票に単に「顧客情報としても取得してよいですか」といった同意欄を設けて取得する方法(抱き合わせの取得)では、消安法で利用目的を限定した趣旨に反するため、別途の目的をもった取得であることが容易に判別できる手法により取得する必要がある。具体的には、顧客情報としての取得をしようとする場合の用紙を別途準備するか、仮に同じ用紙で取得しようとする場合であっても、消安法上の所有者情報とは別途の取得であるという趣旨が的確に伝わる記載がなされる必要がある(例えば記載欄を分ける等)。

所有者票による取得など消安法に基づく取得以外の方法で取得した個人情報については、当該取得の際に掲げた利用目的の範囲内であれば当該個人情報を利用することは可能である。

Q4

特定保守製品である食器洗機と、特定保守製品ではない冷蔵庫とを同時に販売した顧客につき、食器洗機によって得られた所有者情報を冷蔵庫のリコールに利用してもよいのか。

A4

消安法32条の13第1項を受けて規定される省令において、生命・身体の保護に必要な場合には、正当な理由がある場合として目的外利用が可能であるとされるため、冷蔵庫のリコール原因が安全性の問題に基づくという場合には、食器洗機によって得られた所有者情報を冷蔵庫のリコールに利用してもよい。

Q5

特定保守製品取引事業者が所有者情報を取りまとめて特定製造事業者等にこれを提供する場合、特定製造事業者等と特定保守製品取引事業者との法的関係はいかなるものか(委託関係が発生し、特定製造事業者等は販売店の行動についても安全管理責任を負うのか)。

A5

特定保守製品取引事業者が、取得者本人の同意のもと、所有者情報の提供を代行するのみであれば、特定保守製品取引事業者は取得者本人から送付の委託を受けているだけであることから、特定製造事業者等と特定保守製品取引事業者の間には委託関係といった法律関係は発生しない。

Q6

特定製造事業者等と特定保守製品取引事業者との間で個々に個人情報保護に関する覚書や委託契約書を締結する必要があるのか。

A6

Q5のとおり、法律上想定している場面では、特定製造事業者等と特定保守製品取引事業者の間には法律関係は発生しないものの、特定製造事業者等が所有者情報の集約率を高めるために取引先である特定保守製品取引事業者との間で所有者情報を取りまとめて提供することを特に約する場合には、委託関係が発生することとなるため、個人情報の保護に関する覚書や委託契約書を締結することが望ましい。

Q7

(Q5・Q6とも関連するが)特定保守製品取引事業者が所有者情報を紛失したような場合、誰が責任を取るのか。

A7

特定製造事業者等と特定保守製品取引事業者との間に委託関係があるか否かにかかわらず、特定保守製品取引事業者は保護法20条違反ということになる。他方、特定製造事業者等と特定保守製品取引事業者との間で所有者情報を取りまとめて提供する旨を契約しているような場合には(A6参照)、特定保守製品取引事業者の保護法20条違反に加え、特定製造事業者等が消安法32条の13第2項違反と

なる場合がある。

Q8

特定保守製品取引事業者から特定製造事業者等に対して所有者情報を提供する場合の手段は郵送に限られるのか。

A8

特定製造事業者等への所有者情報の提供手段についての制限はないため、郵送の他には、ウェブ登録や電話等が考えられる。提供手段に関しては、特定製造事業者等の受付体制にもよるため、特定製造事業者等と特定保守製品取引事業者の規模や業態により適切なものを取ることが肝要である。

なお、葉書郵送の場合には、所有者情報の欄には保護シールを貼って送付することが望ましく、その他の提供方法による場合の注意点については、経済産業分野ガイドライン等を参照して保護手段を講ずることが求められる。

Q9

点検通知事項以外のこと(危害情報等)を所有者に連絡したい場合にはどのようにすればよいのか。

A9

利用目的を公表すればよい。ただし、特定保守製品の適切な保守に資する事項に限る(A1、A2、A4を併せて参照のこと。)。

Q10

所有者情報の提供を行った所有者について修理等によって偶然更新された情報を取得したが、所有者情報を本人の同意なく更新してよいのか。

A10

特定製造事業者等が個人情報取扱事業者に該当する場合には、保護法19条の原則に則り更新すべきである。

もっとも、偶然更新された情報を取得した場合には、更新された情報の正確性につき問題が生じうるため、更新情報をもたらした者に関する情報及び更新前後の情報は記録として残すことが望ましい。

Q11

点検期間を過ぎても所有者情報を保有してよいのか。

A11

消安法上は点検期間を過ぎた後まで所有者情報を保有することは求めておらず、逆に禁止もしていないため、各事業者の判断によることとなる。

Q12

特定製造事業者等は、所有者以外から得られた情報(例:販売店から「あのお客様が食器洗機を持っています」と知らされたような場合)を所有者情報として取り扱ってよいのか。

また、特定保守製品取引事業者は、本人の同意なくして所有者情報を特定製造事業者等に提供してもよいのか。

A12

特定製造事業者等への所有者情報の集約は、消費者の生命・身体の安全にとって重要なことであり、また、特定製造事業者等は、本人の同意ある発信か否かにつき詳細に知りうる立場にないことから、特定製造事業者等は、所有者から発信されたものでなくとも所有者情報として取り扱うべきである。

特定保守製品取引事業者は、本人の同意を得て所有者情報を特定製造事業者等に提供することが法律上の原則となっている。もっとも、消費者の生命・身体の危害を防止するためとして保護法の第三者提供の例外に該当するような場合についてはこの限りでない。

Q13

所有者からの商品廃棄連絡を受けた場合、その時点ですぐに所有者情報を破棄しなければならないのか。

A13

消安法上は所有者情報の破棄を求めているわけではないが、保護法における利用停止の求めがあった場合に準じ(保護法27条)、製品を破棄したユーザー情報として所有者情報とは別に管理することが望ましい。

Q14

所有者名簿や所有者情報の管理を第三者に委託してもよいのか。

A14

所有者名簿や所有者情報の管理を第三者に委託することは可能である。ただし監督責任を果たすことは当然必要となる。

Q15

改正法施行後に取得する所有者情報と、既存の顧客情報とを混在させて管理してもよいのか。

A15

既存の顧客情報と所有者情報との混在管理は、消安法上禁止されるものではないが、両者は利用目的が異なることから、利用目的で区分できるように管理されることが望ましい。なお、一元管理(いわゆる「名寄せ」)することは問題ない。

Q16

特定保守製品取引事業者は、所有者情報を自社のために取得・保有してもよいのか。取得・保有してもよい場合、いかなる手続が必要か。

A16

所有者票の宛先は特定製造事業者等となっているため、所有者の同意を得ることなく所有者票をコピーして保有することはできない。説明義務を果たしたことのエビデンスとして所有者票のコピーを保有しようとする場合や、一般顧客情報として所有者情報を取得しようとする場合には、利用目的を所有者本人が明確に認識できるように明示した上で取得しなければならない(明示する手法としては、経済産業分野ガイドラインを参照)。

なお、特定保守製品取引事業者が特定製造事業者等に所有者情報の提供を求めることは原則としてできない(保護法の目的外利用の例外に該当する場合を除く。)

Q17

消安法32条の10では利用目的が制限されている一方で、消安法32条の9第3項は利用目的を変更できることを前提としている。消安法上利用目的の変更はいかなる場面を想定しているのか。

A17

点検通知の発信は義務とされている(消安法32条の12第1項)一方で、点検通知事項以外の保守に資する事項の通知は任意である(消安法32条の12第4項)ことから、特定製造事業者等によっては、利用目的に点検通知事項以外の保守に資する事項の通知を利用目的として定めていない場合がありうる。したがって、利用目的に保守に資する事項の通知の追加を行うか、逆に利用目的から保守に資する事項の通知を削除する場合に、利用目的に変更が生じるということになる。

Q18

事業の承継に伴って所有者情報・所有者名簿を取得した場合、前主が設定していた利用目的を変更することはできるのか。できるとすれば、いかなる手続が必要か。

A18

消安法で限定された利用目的の範囲内であれば、合理的な変更の範囲内であるため、前主が設定した利用目的を変更することは可能である。変更しようとする場合には、自社ホームページ等で利用目的を公表することが必要となる。

Q19

他社と特定保守製品に関する事業を提携して行うこととなった。この場合、提携先企業と所有者情報を共同利用してもよいのか。共同利用できるとすれば、いかなる手続が必要か。

A19

前提として、提携先企業に所有者情報の管理等を委託するというのであれば共同利用とはならない。消安法上は、消費者の安全のためであれば共同利用を利用目的とすることを排除する趣旨ではないため、消費者の安全のために共同利用形態を取るということは可能であり²、この場合には保護法の原則に服することとなる。ただし、共同利用形態については管理上の責任問題等が発生するおそれもあるため、委託関係で処理することが望ましい。

Q20

特定保守製品取引事業者が取得者に代わって所有者票を送付した場合に、送付したという証拠が要求されるのか。

A20

特定保守製品取引事業者が所有者情報の提供に協力した場合、送付したということの証拠が法律上求められるわけではない。各特定保守製品取引事業者の自己判断による。もっとも、送付したという証拠を残そうとする場合に、所有者情報を取得する結果となる場合には、保護法の原則に服することに注意を要する。

² 長期使用製品安全点検制度を運用していく上で、共同利用形態を取らざるを得ない場面は多くないと考えられる。ありうるとすれば、エネルギー供給事業者であり、かつ、特定製造事業者等に該当する事業者の特定保守製品について、引越等に伴う機器移設があった場合のアフターサービスの引き継ぎといったケースであると想定される。

【表 改正消安法と個人情報保護法との比較等】

網掛けは適用される担保措置
 (網掛けがどちらも無い項目は、改正消安法制度では状況としてあり得ないことを示す。)

改正消安法			個人情報保護法			内閣府の解釈等	個人情報保護法の適用関係	JIS Q 15001	経済産業分野ガイドライン	備考
条文	条文内容等	担保措置	条文	条文内容等	担保措置					
-	義務の主体は特定製造事業者等(保有する所有者情報の数に関係なし)	-	2条4項	義務の主体は個人情報取扱事業者(個人情報により特定される個人の数に過去6か月以内いずれの日においても5000を超えない者を除く)	-		消安法が優先適用される	対象は事業を営む法人その他団体又は個人(2.3)		
32条の9第1項	所有者情報の取得前における利用目的の公表	改善命令 命令違反は罰則(1年以下の懲役・100万円以下の罰金・併科あり)	18条1項	個人情報取得後速やかに、利用目的を公表又は本人に通知	報告徴収(32条)、助言(33条)、勧告(34条1項) 勧告に従わない場合の命令(34条2項) 命令違反の罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金、56条) 報告違反の罰金(30万円以下、57条)	個人情報取扱事業者に与えられた選択肢を他法令で狭めることは可能	消安法上通知は不要であるが、公表の具体的方法について経済産業分野ガイドラインを参照することを妨げるものではない	書面以外の方法によって個人情報を取得した場合には、速やかに、利用目的を公表or本人に通知(3.4.2.5)ただし3.4.2.5a)~d)に該当する場合を除く	利用目的の公表又は本人への通知が必要な事例として、インターネット等から個人情報を取得する場合、電話問い合わせ等の本人により自発的に提供される個人情報を取得する場合、第三者提供を受ける場合、個人情報取扱いの委託を受けてこれを取得する場合等(2-2-2)	個人情報保護法施行前から保有している個人情報については、同法18条適用なし(ただし保有個人データに関する事項の本人への周知については法24条1項の措置を講ずる必要あり)
32条の9第1項ただし書	利用目的・連絡先の事前公表が困難な場合には、所有者情報取得後速やかに公表	〃	18条1項	あらかじめ利用目的を公表している場合は、個人情報取得後の利用目的の公表or通知は不要	〃	個人情報取扱事業者に与えられた選択肢を他法令で狭めることは可能	消安法上通知は不要であるが、公表の具体的方法について経済産業分野ガイドラインを参照することを妨げるものではない		ウェブ画面トップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載、店舗の見やすい場所への掲示、パンフレットへの記載(2-1-8)	
32条の10	利用目的の限定(法定の通知と点検の実施以外の利用目的は不可)	〃	-	利用目的自体に関する制限規定はない(ただし、利用目的はできる限り特定しなければならない、15条)	報告徴収 助言		消安法が優先適用される	利用目的をできる限り特定(3.4.2.1)	具体的に利用目的を特定している事例として、「事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのため」 具体的に利用目的を特定していない事例として、「事業活動に用いるため」(2-2-1)	
32条の9第3項	利用目的・連絡先に変更があった場合には、遅滞なく変更事項を公表	〃	18条3項	変更された利用目的を本人に通知or公表	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、緊急の場合の命令(34条2項)、罰則	個人情報取扱事業者に与えられた選択肢を他法令で狭めることは可能	消安法が優先適用されるが、公表の仕方につき経済産業分野ガイドラインを参照することを妨げるものではない(確認的規定)		本人が想定することが困難でない と認められる範囲内に該当する事例として、「当社の行う事業における新商品・サービスに関する情報のお知らせ」とした利用目的に「既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加すること(2-2-1)	

改正消安法			個人情報保護法			内閣府の解釈等	個人情報保護法の適用関係	JIS Q 15001	経済産業分野ガイドライン	備考
条文	条文内容等	担保措置	条文	条文内容等	担保措置					
-	利用目的自体が通知に必要な範囲に限られているので、利用目的の変更も当然その範囲内で行われることとなる		15条2項	利用目的の変更は変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で認められる	報告徴収 助言		消安法が優先適用される			改正消安法の場合、変更できる利用目的は、32条の11第4項の通知しかありえず、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内での変更しか想定されない 通知・点検以外への変更をすると改正消安法第32条の9第2項違反
第32条の13第1項本文	公表した利用目的の達成に必要な範囲を超えて所有者情報を取り扱うことの禁止	改善命令 命令違反は罰則(1年以下・100万円以下・併科あり)	16条1項	利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことの禁止	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、緊急の場合の命令、罰則		消安法が優先適用されるが、どのような取扱いが利用目的の範囲外かというメルクマールにつき、経済産業分野ガイドラインを参照することを妨げるものではない	利用目的の達成に必要な限度での個人情報の取得(3.4.2.1) 利用目的の達成に必要な範囲内での個人情報の利用(3.4.2.6)		
第32条の13第1項ただし書	本人の同意がある場合、危害防止命令を受けた場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合には、所有者情報の目的外利用可能	〃	16条3項	16条3項各号に該当する場合(法令に基づく場合、生命・身体・財産の保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが困難な場合等)には個人情報の目的外利用可能	〃		消安法が優先適用されるが、正当な理由に該当するか否かの判断基準につき経済産業分野ガイドラインを参照することを妨げるものではない	法令に基づく場合の例として、消安法39条1項の危害防止命令 生命・身体・財産の保護に必要な場合の例として、製品のリコール(2-2-1)	主務省令で定める「正当な理由」は、個人情報保護法16条3項1・2・4号、23条4項各号に該当する場合とすることを想定	
-	承継に伴って所有者情報を取得した場合でも、利用目的の変更は当然に法定の通知・点検に限られる	通知・点検以外の利用目的に変更した場合、改善命令、命令違反は罰則(1年以下・100万円以下・併科あり)	16条2項	事業承継に伴って他の個人情報取扱事業者から個人情報を取得する場合には、本人の事前同意なくして承継前の利用目的を超えて個人データを取り扱ってはならない	〃	個人情報保護法の解釈としては、承継に伴って情報を取得した場合でも、承継前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内では利用目的の変更可能	消安法が優先適用される		事業の承継に伴って個人情報を取得した場合、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意不要(2-2-1)	
第32条の13第2項	安全管理措置を講ずる義務	改善命令	20条	安全管理措置を講ずる義務	〃		消安法の安全管理措置義務は制裁において個人情報保護法に優先するが、管理手法として経済産業分野ガイドラインの参照を妨げるものではない(確認的規定)	個人情報のリスクに応じた安全管理措置(3.4.3.2)	組織的・人的・物理的・技術的側面から安全管理措置を講じなければならない(2-2-3-2) 望まれる手法の例示として、漏えい等の事故発生時における主務大臣及び個人情報保護団体等に対する報告体制の整備(2-2-3-2)	

改正消安法			個人情報保護法			内閣府の解釈等	個人情報保護法の適用関係	JIS Q 15001	経済産業分野ガイドライン	備考
条文	条文内容等	担保措置	条文	条文内容等	担保措置					
	従業者の監督は安全管理措置義務の内容に当然内包される	"	21条	従業者の監督義務	"		消安法の安全管理措置義務は制裁において個人情報保護法に優先するが、管理手法として経済産業分野ガイドラインの参照を妨げるものではない(確認的規定)	個人情報を取り扱う従業者の監督(3.4.3.3)	従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない(2-2-3-3)	個人情報保護法21条は、同法20条の確認的規定
	委託先の監督は安全管理措置義務の内容に当然内包される	"	22条	委託先の監督	"		消安法の安全管理措置義務は制裁において個人情報保護法に優先するが、管理手法として経済産業分野ガイドラインの参照を妨げるものではない(確認的規定)	個人情報の取扱いを委託する場合の委託元の監督責任・委託先選定・委託契約で定めるべき事項を規定(3.4.3.4)		個人情報保護法22条は、20条の確認的規定
-	-	-	17条	不正な手段による個人情報取得の禁止	"		個人情報保護法が適用される	適法かつ公正な手段による取得(3.4.2.2)	不正な手段の例として第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合(2-2-2)	所有者情報の提供の仕方については32条の8で規定されているので不正手段による取得禁止は改正消安法では設けていない
第32条の4第4項	所有者票に利用目的・連絡先が記載されていない	改善命令	18条2項	書面(電子的方式を含む)により個人情報を取得する場合の利用目的の明示	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		所有者票により情報取得する場合は消安法が適用され、それ以外の手段による情報取得については個人情報保護法が適用される	書面(電子的方式を含む)により個人情報を取得する場合には3.4.2.4a)~h)の事項をあらかじめ本人に明示し同意を得ることが必要(3.4.2.5ただし書a)~d)に該当する場合を除く)	契約約款・利用条件等の書面中に利用目的条項を記載する場合、裏面約款等に利用目的が記載されていることを伝える等利用目的を実際に目にできるよう留意すべき(2-1-9)	
第32条の11第2項	所有者情報の変更について提供があったときは、速やかに所有者情報の記載又は記録を変更する義務	"	19条	利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つ責務	報告、徴収		変更情報の提供があった場合は義務が上乗せになっている消安法が適用され、それ以外の場合は個人情報保護法が適用される	個人情報を正確かつ最新の状態で管理(3.4.3.1)	保有個人データを一律に常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる(2-2-3-1)	
-	-	-	18条4項	利用目的の通知・公表・明示の除外事由(本人・第三者の生命・身体・財産等を害するおそれのある場合、事業者の権利・正当な利益を害するおそれがある場合、国の機関等の法令事務遂行に協力する必要があり事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、取得状況から利用目的が明らかな場合)	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		個人情報保護法18条2項が適用される場合(所有者票以外の方法による情報取得)については18条4項が適用される	法定の除外事由と同じ例外を規定(3.4.2.5ただし書き)		

改正消安法			個人情報保護法			内閣府の解釈等	個人情報保護法の適用関係	JIS Q 15001	経済産業分野ガイドライン	備考
条文	条文内容等	担保措置	条文	条文内容等	担保措置					
			23条1項、4項及び5項	委託、共同利用、事業承継以外の場合の第三者提供の制限	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		個人情報保護法が適用される	個人情報を第三者に提供しようとする場合には、第三者への提供より前に書面取得する場合の明示事項と同等以上の内容を通知し、同意を得ることが必要(3.4.2.8) ただし、委託・合併等の3.4.2.8a)~g)に該当する事由がある場合を除く	第三者提供とされない事例として、同一事業者内での他部門への個人データ提供(親子会社間・グループ会社間の個人データ交換は第三者提供に該当)(2-2-4) 共同利用の例として、グループ企業間での共同利用、親子会社間での共同利用(2-2-4)	特定製造事業者等兼個人情報取扱事業者の場合、個人情報保護法23条1項の規制がかかり、利用目的内であっても委託・共同利用・事業承継以外の第三者提供には本人の事前同意が必要 (ただし、改正消安法では利用目的が通知及び点検のみに限定されていることから、委託、共同利用、事業承継以外の第三者提供があることは考えにくい)
-	-	-	23条2項及び3項	オプトアウト方式による個人データの第三者提供	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		改正消安法は、利用目的を通知と点検の実施に限定しており、利用目的を第三者提供とすることを禁止しているため、オプトアウト方式が認められる要件のうち、「第三者への提供を利用目的とすること」は不可能であり、個人情報保護法23条2項が適用される前提を欠くため、オプトアウト方式はあり得ない			仮にオプトアウト方式が取られたような場合には、利用目的制限違反で消安法32条の9第2項違反となる
-	-	-	23条5項	共同利用の場合の利用目的、管理責任者に関する変更手続	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		個人情報保護法が適用される			
-	-	-	24条	保有個人データに関する事項の公表 保有個人データに関する利用目的の通知	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		個人情報保護法が適用される	開示対象個人情報につき、法の公表事項に個人情報保護管理者の氏名等も公表(3.4.4.3) 利用目的の通知(3.4.4.4)	本人の知り得る状態の例として、問い合わせ窓口を設ける等(2-1-12)	改正消安法では利用目的が厳格に限定されており、利用目的の事前公表等を義務づけているので特段規定せず
-	-	-	25条	個人データの開示を求められたときは、当該個人データを開示しなければならない(ただし25条1項各号に該当する場合を除く)	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		個人情報保護法が適用される	開示対象個人情報につき、本人から開示、内容の訂正等、利用停止、消去及び第三者提供の停止を求められた場合には、これに応じなければならない(3.4.4.1) ただし、3.4.4.1a)~d)に該当する場合は除く 開示対象個人情報の開示を求められたときは、遅滞なく書面によって開示しなければならない(3.4.4.5) 3.4.4.5a)~c)に該当する場合(生命・身体・財産を害する場合、業務に著しい支障が生じる場合、法令違反となる場合)は、全部又は一部を開示する必要はないが、理由を説明しなければならない	開示の方法としては、求めを行った者が同意している場合には電子メール、電話等様々な方法が可能であり、書面の交付による方法は同意がなくても可能(2-2-5-2)	改正消安法での所有者情報に関する規定は、情報の管理にその趣旨があり、本人関与に関する特段の規定は不要 個人情報保護法上の「個人データ」は6か月以内に消去されることとなるものは除かれる JIS Qの開示対象個人情報には6か月以内に消去されることとなるものも含まれる

改正消安法			個人情報保護法			内閣府の解釈等	個人情報保護法の適用関係	JIS Q 15001	経済産業分野ガイドライン	備考
条文	条文内容等	担保措置	条文	条文内容等	担保措置					
			26条	個人データの訂正・追加・削除を求められた場合、調査を行い、訂正等を行わなければならない	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		個人情報保護法が適用される	開示対象個人情報の訂正・追加・削除を求められた場合には、必要な調査を行い、訂正等を行わなければならない(3.4.4.6)	訂正の必要がない事例として、訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合(2-2-5-3)	
			27条	保有個人データが16条、17条、23条違反に該当する取扱いがなされている場合に、本人からの求めに対して利用停止・消去に応じなければならない	報告徴収、助言、勧告、勧告に従わない場合の命令、罰則		個人情報保護法が適用される	法の定める手続違反があるか否かを問わず、本人が開示対象個人情報の利用停止・消去を求めた場合には、利用停止等に応じなければならない(3.4.4.7) 3.4.4.5ただし書きa)~c)に該当するときは、利用停止等は必要ないが、本人への理由説明が必要	保有個人データの全部消去を求められた場合でも、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、義務を果たしたことになる(2-2-5-4)	
			28条	本人から求められた措置をとらない場合に理由を説明するよう努めなければならない			個人情報保護法が適用される	3.4.4.4~3.4.4.7それぞれにおいて、理由を説明しなければならないと規定している		
			29条	開示等の求めに応じる手続を定めることができる			個人情報保護法が適用される	開示等の求めに応じる手続を定めなければならない(3.4.4.2)		
-	-	-	31条	苦情の処理			個人情報保護法が適用される	苦情及び相談の適切かつ迅速な処理を行う手順を確立し、必要な体制を整備しなければならない(3.6)		改正消安法では勧告前置にしておらず、迅速に命令が出されることから、特段民民ベースの苦情処理についての特段の規定は設けず
							-	個人情報マネジメントシステムの確立(3.3.4) 内部規定の文書化(3.3.5) 従業員の教育(3.4.5) 個人情報保護マネジメントシステムの文書化(3.5.1)・文書管理(3.5.2)・記録管理(3.5.3)		
							-	本人にアクセスする場合、3.4.2.4a)~f)と同等以上の事項を本人に通知し同意を得なければならない ただし、3.4.2.7a)~f)に該当する場合を除く		
							-	個人情報保護マネジメントシステムの適切な実施の定期的確認(3.7.1) 個人情報保護マネジメントシステムの運用状況の定期的監査(3.7.2)		

改正消安法			個人情報保護法			内閣府の解釈等	個人情報保護法の適用 関係	JIS Q 15001	経済産業分野ガイドライン	備考
条文	条文内容等	担保措置	条文	条文内容等	担保措置					
							-	規格不適合に対する是正措置及び予防措置を実施するための手順の確立・実施・維持(3.8)		
							-	個人情報保護マネジメントシステムの定期的見直し(3.9)		